国分寺市教育相談業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領

令和８年 11 月 27 日

国　　分　　寺　　市

【事務局】
国分寺市教育委員会教育部学校指導課指導係
担当：山田
住所：〒185-8501　東京都国分寺市泉町 2-2-18
電話：042-312-8658
E-mail：shidoushitsu@city.kokubunji.tokyo.jp

1　業務の概要

(1) 件名

国分寺市教育相談業務委託

(2) 事業目的

教育相談室において実施している教育相談について、専門機関に委託することにより、安定的な教育相談室の運用を可能にすること及び質の高い市民サービスの展開を図ることを目的とする。

上記目的を達成するため、価格以外の提案部分を総合的に評価できるプロポーザル方式により選定する。

(3) 業務内容

詳細は別添「仕様書」を参照。

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和 12 年３月 31 日まで

(5) 実施期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで

(6) 実施場所

国分寺市光町一丁目 46 番地８ひかりプラザ３階　教育相談室

(7) 現状の課題等

複雑化・多様化する相談に対し、専門性の高い事業者に委託し、教育相談室の安定的な運用を行い、また、質の高い教育相談サービスを提供する必要がある。

(8) 委託料上限額

115,882 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳】　令和８年度　　０円
　　令和９年度　40,160 千円
　　令和 10 年度　37,861 千円
　　令和 11 年度　37,861 千円

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。提案の委託料は３年間の総額及び年度ごとの内訳のいずれも、設定された上限額を超えてはならない。

(9) 実施方法

公募型プロポーザル方式

2　プロポーザルの概要（スケジュール等）

(1) スケジュール

・事業者選定スケジュールは以下のとおり（予定）

	項目	期間等
1	①プロポーザル方式等の実施の公表 ②実施要領等の配布	令和８年 11 月 27 日（金）から 令和８年 12 月 16 日（水）
2	質問受付	令和８年 11 月 27 日（金）から 令和８年 12 月２日（水）
3	質問回答	令和８年 12 月８日（火）
4	申請書・企画提案書等受付	令和８年 11 月 27 日（金）から 令和８年 12 月 16 日（水）午後５時
5	第一次審査（書類審査）	令和８年 12 月 28 日（月）
6	第一次審査結果通知	令和９年１月５日（火）
7	第二次審査（プレゼンテーション）	令和９年１月 12 日（火）
8	第二次審査結果通知	令和９年１月 18 日（月）
9	優先交渉権者との協議（提案内容に基づく仕様書最終調整）	令和９年１月 25 日（月）まで
10	契約締結	令和９年２月８日（月）

・事業スケジュールは以下のとおり（予定）

	項目	期間等
1	引継ぎ・打合せ	契約締結日の翌日から 令和９年３月 31 日（水）まで
2	業務委託開始	令和９年４月１日（木）

3　公募方法

(1) 公募方法

国分寺市ホームページ、電子調達サービス

(2) 募集期間

令和８年 11 月 27 日（金）から令和８年 12 月 16 日（水）

4　参加資格・参加申込

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、本実施要領及び仕様書等を理解した上で、以下の全ての要件を満たす者とする。

なお、企画提案書等一式の提出後に参加資格を満たさなくなった場合は、失格とする場合がある。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４（一般競争入札の参加者の資格）第１項各号のいずれにも該当しないこと。

② 企画提案書等の資料の提出時点で国分寺市競争入札等参加資格者指名停止措置基準（平成 12 年要綱第７号）に基づく指名停止処分を受けていないこと。

③ 客観的に明らかに経営不振の状態に陥ったと認められる下記ア～オのいずれにも該当しないこと。

ア　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項に基づき更生手続開始の申立てがなされている。

イ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項に基づき再生手続開始の申立てがなされている。

ウ　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている又は破産手続中である。

エ　会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。

オ　銀行取引停止処分がなされている。

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 21 号）第２条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

⑤ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。

(2) 従業員の配置

受託者は、業務を的確、かつ、円滑に行うため、担当者として相談員の他、事務職員等の従業員を予算の範囲以内で受託者の責任において配置できるものとする。

なお、教育相談員は、公認心理師、臨床心理士のいずれかの資格を有する者であるものとする。

(3) 制限事項

応募者１者につき複数の提案は認めない。

(4) 参加申込

実施要領等の配布

【配布期間】

令和８年 11 月 27 日（金）から 12 月 16 日（水）

※実施要領は、以下のホームページから入手することができる。

国分寺市役所ホームページ

（http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/index.html）＞発注・入札＞プロポーザル方式による入札について【公表中の案件はこちら】＞国分寺市教育相談業務委託に係る公募型プロポーザル

※電子調達サービスのお知らせにも掲載する。

５　企画提案参加申込書等の提出

企画提案をしようとする者は、参加表明をしたうえで以下のとおり企画提案参加申込書等を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書を提出する者は、次に掲げる書類等に必要事項を記入し、LoGo フォームにて提出すること。不具合等により LoGo フォームで提出できない場合は電子メールで事務局宛に提出すること。メールにて提出した場合は提出後に事務局へ電話連絡を行うこと。

また、完備されていない書類は一切受け付けないので留意すること。

書類名称	様式
企画提案参加申込書	様式第１号
企画提案書　※1　※5	様式第３号
事業者概要	様式第４号
契約実績届出書　※2	様式第５号
見積書　※3	様式第７号
直近の法人事業税（地方法人特別税を含む）の納税証明書・納税証明書その１（法人税）・納税証明書その１（消費税及び地方消費税）	

※１　提案内容については、仕様書等を踏まえ、次の「５(2)企画提案書の作成方法」で示す項目について記載すること。

※２　令和４年度から令和８年度までの間に地方公共団体から委託された教育相談業務の契約内容を記載すること。また、単年度ごとに最も受託規模の大きい

契約書の写しを提出すること。

※３　見積書は、仕様書等及び本実施要領「５(3)見積書の作成方法」をもとに積算し記載すること。提案の委託料は３年間の総額及び年度ごとの内訳のいずれも、設定された上限額を超えてはならない。

※４　様式のサイズはＡ４とすること。

※５　正本には会社名を記載し、副本には一切記載しないこと。また、提案内容で会社（応募者）が推測できるような記載は避けること。

(2) 企画提案書の作成方法

ア　Ａ４判横書き、用紙方向は縦使い、表紙を除き 10 ページ以内とし、通しのページ番号を付すこと。

イ　Ａ３判の資料を挿入する場合は、Ａ４判２ページ換算とする。

ウ　提案は文章での表現を原則とし、文字の大きさは原則 10.5 ポイント以上とする。

エ　参加者を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載しないこと。

(3) 見積書の作成方法

① 見積書は、仕様書等（国分寺市ホームページに掲載の国分寺市契約約款を含む）を基に積算し記載すること。

② 見積書の金額は、税込・円表示で、消費税及び地方消費税を含む額（消費税及び地方消費税の合計税率は 10%とする）とし、「１(8)委託料上限額」に記載した３年間の総額と各年度の内訳を超えないこと。見積書の金額が委託料上限額を超過した場合は失格とする。

③ 契約締結前の協議に係る費用は「９(1)⑤費用の負担」に示すとおりとする。

④ 参加者の責務によらない社会的経済的動向等の経費変動リスクについては、契約締結後の協議により勘案するものであることから、参考見積額に含めないこと。

(4) 提出上の留意事項

① 様式は本実施要領によることとし、様式に合致しない場合は、受理しない。

② 企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。ただし、市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合がある。

③ 著作権は、それぞれの提案者に帰属する。

④ 事務局は、事業者選定の作業に必要な範囲において、複製を作成する。

⑤ 提出された提案書の返却は行わない。

(5) 提出方法

LoGo フォームにて提出すること

不具合等により LoGo フォームで提出できない場合は電子メールで事務局宛に提出すること。メールにて提出した場合は提出後に事務局へ電話連絡を行うこと。電話連絡を行う場合午後５時以降は繋がらないため、翌日に電話連絡すること。ただし、12 月 16 日（水）に提出する場合は午後５時までに電話連絡をすること。

LoGo フォーム URL： https://logoform.jp/form/vHtF/1893085

(6) 提出期間

令和８年 11 月 27 日（金）から令和８年 12 月 16 日（水）午後５時まで

(7) 事務局

〒185-8501

東京都国分寺市泉町二丁目２番 18 号　国分寺市役所２階

国分寺市教育委員会教育部学校指導課

TEL:042-325-0111(内線 2960)E-mail:shidoushitsu@city.kokubunji.tokyo.jp

6　質問・回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、質疑の内容を簡潔に記した「質問書」（様式第６号）を使用し提出すること。

なお、以下の場合による質疑は受け付けないので注意すること。

・電話等口頭での質疑

・問い合わせ期間外の質疑

・実施要領等に記載されていない事項に関する質疑

(2) 提出方法

質疑は、事務局まで E-mail により行うものとする。

E-mail 送信後に、送信した旨を事務局まで電話で連絡し到達確認を行うこと。

事務局アドレス：shidoushitsu@city.kokubunji.tokyo.jp

(3) 提出期間

令和８年 11 月 27 日（金）から令和８年 12 月２日（水）まで

(4) 回答方法

令和８年 12 月８日（火）までに市ホームページに掲載する。

7　審査方法及び審査結果の発表

(1) 審査

業務候補者の選定にかかる審査（第一次審査及び第二次審査）は、「教育相談業務委託事業者選定審査委員会」（以下、「審査会」という。）が行う。

(2) 選定方法

本プロポーザルの選定は、第一次審査で提出された書類を採点方式により審査した後、第二次審査においてプレゼンテーション及び質疑で総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

① 第一次審査

・第一次審査は、企画提案参加申込書等を提出した者のうちから、書類審査により第二次審査対象となる者を選考する。この場合、第一次審査の配点の６割以上の得点があることを条件とする。

・選定者数は、得点の高い順に上位３者以内とする。３位の得点である参加者が２者以上となった場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査会の決定によるものとする。

・会議は非公開とする。

・第一次審査終了後、提案者全てに対して事務局から令和９年１月５日（火）（予定）に様式第８号で通知する。

・公平性の確保のため、第一次審査は提案書に提出者名を記載せず、整理番号にて審査を行う。

② 第二次審査

第二次審査は、第一次審査通過者がプレゼンテーションによる説明などを行い、これに対し、審査会が質疑を実施し、優先交渉権者を選定する。

・実施日は令和９年１月 12 日（火）を予定しているが、場所や時間については通過者に対し別途通知する。

・優先交渉権者１者、次席者１者を選定する。

・会議は非公開とする。

③ 優先交渉権者１者選定方法

第二次審査では、プレゼンテーション及び質疑の内容を基に審査会の各委員が評価項目に基づく評価を行い、全ての審査が終わったところで、全ての審査対象事業者を講評し、第一次審査及び第二次審査の合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定し、次点の判定をした者を次席者として選定する。この場合、優先交渉権者及び次席者ともに得点が総合点数の６割以上であることを条件とする。なお、合計得点が同点である参加者が２者以上となった場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査会の決定によるものとする。

④ 審査結果の通知・公表

審査会終了後、結果を令和９年１月 18 日（月）（予定）に様式第９号で通知

する。併せて本件契約締結後、市のホームページで次の内容を公表する。

・プロポーザル実施要領

・国分寺市教育相談業務委託仕様書

・契約締結事業者の企画提案書

・評価集計表

なお、国分寺市情報公開条例（平成 11 年条例第 33 号）第９条各号に該当する恐れのある資料については、公表しない。ただし、同条第２号又は第３号に該当する情報については、契約締結事業者の了承を得た場合のみ公表する。

⑤ 審査結果に係る説明

優先交渉権者にならなかった者は、その理由について次のとおり書面（任意様式）により国分寺市に対し、説明を求めることができる。国分寺市は、前述の者から説明を求められたときは、令和９年２月 15 日（月）までに理由説明書により通知する。

・提出期限は、令和９年２月１日（月）午後４時まで。

・受付時間は、閉庁日を除く午前８時 30 分から午後５時まで。

※令和９年２月１日は午前９時から午後４時まで。

・提出場所は、事務局へ持参提出のこと。

(3) 事業者説明方法

① 企画提案書・プレゼンテーション及び審査委員による質疑応答を行う。

② 企画提案書・プレゼンテーションは 15 分以内とし、質疑応答は 10 分程度とする。

③ 説明者は業務管理者、業務担当者及び他２人の計４人以内（機器の準備及び操作をする者も含める）とする。

④ 使用する資料は企画提案書に限るものとし、それら以外の資料を使用した場合は失格とする。

⑤ プレゼンテーションを行う際のパソコンは各自で用意するものとする。スクリーン及びプロジェクター（HDMI ケーブル含む）は事務局で用意したものを使用することができる。

⑥ 参加者は、審査時の説明に際して事業者名を伏せることとする。そのため、審査時に事業者名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないものとする。

⑦ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の到着日順とし、到着が同日同時刻の場合は、提案者の五十音順とする。

(4) 失格事項

次に該当する者は、失格とする。

① 提出書類等、本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した者
② 提出書類の作成及び提出方法、提出期限を守らない者
③ 許容された表現以外の表現方法が用いられている者
④ 提出書類等に関し故意に提案者が判別できるようにした者
⑤ 参加資格がなく提出書類を提出した者
⑥ 審査会委員又は事務局関係者に対し本計画に関する不正な接触を求めた者
⑦ 審査において、指定された時間に遅れた者
⑧ 第三者の著作権を侵害する提案をした者
⑨ その他、審査会が不適格と認めた者

8　審査項目（評価基準）

(1) 第一次審査及び第二次審査の評価項目等

① 第一次審査

評価項目		評価基準及び観点
業務評価	事業者概要	企業コンセプト、業務内容が適切か 教育分野における心理相談の経験があるか 心理相談部門は充実しているか（心理士の人数、スクールカウンセラー等の経験等は十分か）
	業務遂行力	業務の履行に十分な人員体制がとられているか
	教育相談業務の理解度	教育相談に必要な資質・能力を理解しているか
	相談員の採用等	適切な人材の任用、配置ができるか 配置前・配置後の研修期間・研修内容が適切か 学校や保護者と連携した支援が可能な相談員を採用できるか
内容評価	提案内容の的確性	提案内容は業務要求水準を充足しているか
実績評価	教育相談業務委託の実績	適切な業務を提供できる実施体制はあるか（類似業務の受託経験、相談件数、相談会等の実績から評価する） ※実績がない場合は０点とする

<table>
<tr><td>価格評価</td><td>見積価格</td><td>委託料上限額との比較により評価する
<table><tr><th>評点</th><th>見積価格</th></tr><tr><td>失格</td><td>記載なし、委託料上限額を超える額</td></tr><tr><td>１点</td><td>委託上限額と同額</td></tr><tr><td>２点</td><td>委託上限額の 98%以上 100%未満の範囲</td></tr><tr><td>３点</td><td>委託上限額の 96%以上 98%未満の範囲</td></tr><tr><td>４点</td><td>委託上限額の 94%以上 96%未満の範囲</td></tr><tr><td>５点</td><td>委託上限額の 94%未満の額</td></tr></table></td></tr>
</table>

② 第二次審査

評価項目		評価基準
内容評価（プレゼンテーション）	サポート体制	相談員が休職、退職した場合の代替要員の確保が速やかにできるか 特定の相談員に依存しない体制が整備されているか 組織内での検討会や情報共有の場が設けられているか
	取組姿勢	業務への姿勢に熱意を感じるか
	企画内容	事業者のノウハウを生かした事業提案がなされているか 新たな提案があるか

(2) 参加に係る費用

プロポーザル企画提案書等の作成に要した一切の費用は、参加者の負担とする。

9 その他

(1) 契約方法

① 優先交渉権者との契約の流れについて

市は優先交渉権者に選定された者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させる。

② 契約交渉及び見積書の提出

市は、受託候補者に選定された者と契約交渉を行い、見積徴収を行う。

③ 合意に至らなかった場合

受託候補者と契約条件等で合意に至らなかった場合、本プロポーザル終了後

に失格事項に該当することが判明した場合、又は地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定のいずれかに該当する場合には契約締結を行わないこととし、次席者と契約締結の交渉を行う。

④ 業務委託契約に関する事項

契約は、国分寺市契約事務規則の規定による。

⑤ 費用の負担

契約に当たって協議に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。また、次席者と契約締結交渉を行う場合には、協議に要する費用は次席者の負担とする。

(2) その他

① 本プロポーザルに提出された書類の提出後における内容の変更は認めない。

② 本募集は、１者以上をもって成立とする。第一次審査及び第二次審査の合計点数の最も高い応募者を優先交渉権者とする。この場合、総合点数 100 点の６割以上であることを条件とする。

③ 市は、提案書について本プロポーザルに参加した企業等から国分寺市情報公開条例の規定に基づく公開請求があった場合は、同条例に基づき公開・非公開の判断を行う。

④ 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。

⑤ 提出された書類等一式は、返却しない。

⑥ 提案書に記載された業務管理者、業務担当者は、病休・退職・死亡など極めて特別な理由を除き変更することはできない。変更することがやむを得ない場合は、市の承諾を得ること。

⑦ 優先交渉権者は市のホームページで公開する。

⑧ 本プロポーザルに係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表及び市が必要と認める場合には、提出された書類等を無償で使用できることとする。

⑨ 本プロポーザルの作成のために市より受領した資料は、市の了解なく公表・使用することはできない。

⑩ 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作権に関する責めは使用した提案者が全て負うこと。

⑪ 審査結果についての異議申し立ては認めない。

⑫本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第２号）により辞退の申し出を行うこと。